

國第百六十二回
參議院厚生労働委員會會議錄

平成十七年四月二十六日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

四

卷四

事務局側

常任委員會專門
員 川邊 新君

議」ぞいませんか。

○委員長(岸宏一君) 決定いたします。

事故において災害救急医療面で御対処いただいた面があるかと思うんですけれども、その面における御報告、御説明を賜りたいと存します。

○国務大臣(尾辻秀久君) 大変痛ましい事故が発生をいたしました。私からも、亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、

厚生労働省職業安定局長	厚生労働省雇用均等化・児童家庭局長	厚生労働省年金局長	社会保険厅運営	青木功君
水田邦雄君	伍藤忠春君	渡辺芳樹君	青柳現房吉君	青柳現房吉君
水田邦雄君	伍藤忠春君	渡辺芳樹君	青柳現房吉君	青柳現房吉君
水田邦雄君	伍藤忠春君	渡辺芳樹君	青柳現房吉君	青柳現房吉君
水田邦雄君	伍藤忠春君	渡辺芳樹君	青柳現房吉君	青柳現房吉君

部地

本日の会議に付した案件

- 社会保険に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)
- 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

本日は、フランス、ベルギー両国との年金等の協定に関する法律案の審議でござりますけれども、まず、その審議に先立ちまして、昨日のJR西日本福知山線列車事故について御質問を申し上げたいと思います。

伝えられるところによると、七十数名の方が亡くなられたということでございまして、亡くなられた方々には心から哀悼の意を表すとともに、負傷された方々にお見舞いを申し上げる次第でござります。

また、さらに具体的な対応をいたしましたは、独立行政法人国立病院機構大阪医療センターにより医療チームを派遣いたしますとともに、日本赤十字社からも五つの救護班が派遣されたところでございます。

今後とも、関係省庁や地元自治体を始めとする関係機関との連携調整及び情報交換を密接に行いまして、まず医療の提供、それから、今後考え方を改めます心のケアということが出てこようと思いまので、そうした対策に万全を期してまいりたいと存じております。

私自身の選挙区でもござりますものですから、昨日視察にも行つてきましたところでござりますけれ

とも、それに関連いたしまして御質問をしておきたいと思うわけでございます。

○辻泰弘君 今回の事案は基本的には国土交通省にかかることがあることだろうと思うわけでござりますけれども、今次事故における医療面での、今言つていただきたいフォロー、また根本的に災害救急医療というもののについての万全な対処方を御要請申し上げておきたいと、このように思うわけでござります。

さて、本題に入らせていただくわけでございま

すけれども、今回、フランス、ベルギー両国との社会保険の協定が署名に至っているという中で今回のことについているわけでございますけれども、そもそも両国との交渉開始から今日に至るまでの経緯をまず簡単に御説明いただきたいと存じます。

○政府参考人(渡辺芳樹君)お答え申し上げま

す。
日本とフランス、日仏協定につきましては、平成八年にさかのぼりますが、日仏首脳会談で言及されて以来、從来より日仏双方の企業から両国政府に対して行わってきた協定締結への要請などを踏まえまして、平成十二年六月に日仏双方の社会保障制度について情報・意見交換会を開催いたしました。その後、平成十四年九月から十六年十月まで五回にわたり交渉を行い、本年、平成十七年二月に署名を行ったところでございます。

一方、日本とベルギーの協定につきましては、これも、日本・ベルギー首脳会談が平成十三年二月に行われた際の共同声明におきまして言及されて以来、日本、ベルギー双方の企業等からの協定締結への要請を受けて、平成十三年十一月に情報・意見交換会を開催した後、正式には平成十五年十月から十六年九月まで三回にわたる交渉を経て、これも本年二月に署名を行ったところでございます。

今回の法案は、それに基づく実施に関する特例法案という形で御審議をお願いしております。

○辻泰弘君そこで、日本においては今国会承認のプロセスになっているわけでございますけれども、その相手国たるフランス、ベルギーにおける国会の承認、あるいは協定の発効というものについての見通しをどのように認識されているかについて御説明ください。

○政府参考人(渡辺芳樹君)今申し上げましたような本年二月の署名に係る日本とフランス、日本とベルギーの協定につきまして、日本及びフランス又は日本及びベルギー、それぞれの両国において国会又は議会の承認を得る手続が進められてい

るところ、フランス、ベルギー両国においてもそのような手続を進めつつあるというふうに承知しております。

二協定とも、両国の間での認識いたしましては、平成十八年度中の発効を目指して両国間で引き続き準備を進めるというふうにしているところでございます。

○辻泰弘君これまで日本は四か国と協定を結び、今回フランス、ベルギーともそんな形になつて、計六か国ということになるかと思うんですけども、これまでにそれ以外で協定締結の交渉申入れがあつた国、また今の状況について御説明を賜りたいと存じます。

○政府参考人(渡辺芳樹君)現在、カナダとの間におきまして、昨年十月からですが、協定締結に向かた交渉を開始しております。また、オーストリアとの間では、今月二十日、つい先日でございますが、行なわれました日豪首脳会談におきまして、本年六月から正式に交渉を開始するということが合意されたばかりでございます。またさらには、オランダとも協定交渉に向けた情報・意見交換会を行つてているところであります。

今後とも、外務省とも十分相談しつつ、優先度の高いものから順次進めていくこととしておりまして、これも本年二月に署名を行つたところでございます。

○辻泰弘君そこで、日本は今四か国から六か国になろうとしているわけでござりますけれども、その相手国たるフランス、ベルギーという両国が何か国と社会保障協定を締結している状況にあるのかと、このことについて御説明をください。

○政府参考人(渡辺芳樹君)お答え申し上げます。
フランスにつきましては、米国、カナダ、EU加盟国など四十二か国との締結ということで、数多くの

国々と締結をしておられるというふうに承知しております。

○辻泰弘君これまでドイツ、イギリス、アメリカ、韓国、四か国との協定締結ということで、発効もしているわけでございますけれども、あるいはアメリカについてはまだ発効はしていないようですねけれども、四か国とそういう形で交渉ができるだけですけれども、その中で、イギリス、韓国とは年金の加入期間の通算はなかつたわけでございます。今回のフランス、ベルギーはあるわけですかけれども、何ゆえイギリス、韓国は年金加入通算ができないかたのかと、このことについて御説明ください。

○政府参考人(渡辺芳樹君)従来、社会保障協定は国際的にも、柱といたしますては、両当事国の年金制度の二重加入の防止、それから両国の保険期間を通算することによって年金受給権の確立に資すると、こういう大きな目的が二つあるわけござります。

○辻泰弘君御指摘のとおり、イギリス、韓国との関係では通算部分がないということございます。イギリス、韓国との協定締結交渉に当たりまして、我が国としてはこの二つの主目的を盛り込んだ協定の締結をすべきであるということを主張した経緯がござります。しかしながら、交渉でございます。

○辻泰弘君そこで、日本は今四か国から六か国にならうとしているわけでござりますけれども、その相手国たるフランス、ベルギーという両国が何か国と社会保障協定を締結している状況にあるのかと、このことについて御説明をください。

○政府参考人(渡辺芳樹君)お答え申し上げます。
フランスにつきましては、米国、カナダ、EU加盟国など四十二か国との協定締結に当たりましては、当分の間は主張いたしましたが、韓国側の御主張は、韓国の年金制度の歴史が浅く、平均加入期間が交渉当時十二年ぐらいしかないということで、当分の間は日本との年金制度の最低加入期間二十五年を満たすことは難しく、期間通算の利益が専ら日本側に帰属してしまうということで、今の時点では難色

を示されたというような経緯もございます。

私どもは、期間通算に固執して協定締結そのものを遅延又は決裂させるということが、国際競争にしきぎを削る我が国関係企業にとつて負担となつてゐる二重適用問題の速やかな解決を図るという要請からすると、余り固執するのは不適当でございます。

○辻泰弘君これまでドイツ、イギリス、アメリカも医療が対象だったということになつていて、フランス、ベルギーが年金のみならず医療も対象となつていて、そしてかつての四か国の中でもアメリカも医療が対象だつたということになつていて、わざでございますが、ドイツ、イギリス、韓国においては年金だけだつたということございます。

○辻泰弘君そこで、このドイツ、イギリス、韓国の医療保険は対象とされなかつたということを、その経緯を、理由を簡単に御説明ください。

○政府参考人(水田邦雄君)お答え申し上げます。

まず、ドイツとの関係でござりますけれども、これは経緯から申しまして、まさしく年金通算にかかる協定の締結ということを指してこの社会保険協定が協議され、締結に至つたということござります。

○政府参考人(渡辺芳樹君)考えますに、やはりドイツの医療保険制度におきましては高額所得者が任意加入になつていて、こういう制度の立て方もあるうかと思いますけれども、当時におきましても現在でも特段

の要望、要請というものが寄せられていないといふことがござります。

るものと承知をしております。

次に、イギリスとの間でございますけれども、これは御承知のとおり、イギリスにおきましては、医療サービスについてナショナル・ヘルス・サービスということで税方式で提供されておりま

○政府参考人(青柳親房君) 残念ながら、ドイツの方からはちょっと金額を伺つておりませんので、現時点ではちょっと把握をしておりません。申し訳ございません。

す、したがいまして、一重加入に伴う負担の免除といいましても、どこをどうするのか、技術的にこれは難しいということがあるうかと思います。最後に、韓国との協定についてでございますけれども、現在、韓国の現行制度におきましては、韓国国内に居住する外国人については強制適用となつていないと、また外国に居住する韓国人については保険料を徴収していないというところで、日韓間では医療保険料の二重負担の問題は生じていないと、このような状況にあろうかと思つております。

○辻泰弘君 平均額はお示しいただきましたよ
ね。済みません、失礼しました。
それで、もう一点、協定締結による二重払いの
防止と年金加入通算ということがあるわけですけれども、それに関して、事業主、また年金受給権者、昔そちらに在留していたというようなこともあるんでしょうけれども、そういった方々に広報、周知するというのは、個人にはなかなか難しいところもあるかもしれませんけれども、そういったことについてどういう手立てを講じてきておられ、またこれからしていくれるか、このこと

○辻奏弘君 そこでちよつと質問の順序が練り直しましたが、もしかしてませんけれども、既に協定が発効した国との間における年金の加入期間通算における裁定の実績、これは年金協定があるのが、協定を発効したのはドイツだけだと思うんですけどね、でも、ドイツに対する日本からの給付の実績について、給付の件数、支給額、平均額をお示しください。

○政府参考人(青柳親房君) ドイツとの間の実際にはこの協定に基づくところの実績等のお尋ねでございました。

○政府参考人(青柳親房君) まず、どのくらいの方々を対象にしてやるかということからちょっとお答えをさせていただければと思いますが、日本からフランス、ドイツに派遣されている企業の駐在員ということで二重負担の対象にもなつておられる方、フランスでは三千人ぐらい、それからベルギーは千五百人ぐらいおられるだうと。これらの方を今回協定によりまして二重払いの解消をするということが今回の協定の目的でございま

ドイツとの協定におきまして、まず、ドイツの年金加入期間を通算いたしました我が国の国民年金制度が、平成十二年の二月の協定発効以降、平成十五年度までの間に八十二件、年金額、平均で申しますと約三十九万六千円という数字になつております。なお、これは双方の協定ということでございまして、ですので、ドイツの方の様子についてドイツから伺っている範囲では、協定発効以降、平成十四年末までの間におきます日本の年金加入期間を通算したドイツ年金の裁定件数は四十五件に上っています。

周知、広報いかんといふお尋ねにつきましては、まずは事業主あるいは関係団体等に対しましてチラシの配布あるいは説明会の開催というようなことを実施をしてまいりたいと考えております。また、年金受給権者に対しましては、受給者のしおりということで、これは個別の御案内を私どもの方から送付をさせていただきますので、このようなものを活用させていただきます。さらには、十七年の三月には、私どもの方の社会保険庁のホームページにこうした協定の内容あるいは手続についてのコーナーを新たに設けさせていただ

○辻泰弘君 それで、今回の措置についてですけれども、今までのものもそうですけれども、協定発効以前についても遡及適用されるというふうに理解するんですけれども、それでいいのかということと、そういう方々の対象がどれぐらいにありますのか、また事務的な対処というのは、集中するんですけど、こともあるかと思うんですけれども、どういうふうに見ておられるか、そのことについてお示しいただきたいと思います。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 二重適用の防止といふことと保険期間の通算と、二種類が主な内容になつておるわけでございますが、今御質問にあたりましたのは、保険期間の通算に関連して遡及適用がなされるかと、こういうお尋ねだと承知いたしました。

これにつきましては、協定が発効することにより、協定発効前にそれぞれの国の制度に加入していた期間につきましては両国の期間を通算することによって相手国制度からの給付を受けることが可能になる、こういう協定でございますので、期間については遡及する、こういうものでございました。

○政府参考人(青柳親房君) 対象の数及びその事務が集中するようであるが、これをどのように対応していくのかというお尋ねでございました。

対象の数につきましては、先ほどちょっと申し上げましたように、フランス関係者で約三千人、ベルギーで一千五百人ぐらいの方々が対象にななと考えておりますが、この事務処理体制につきましては、協定に関する申請の受付というのは、既存の協定と同様に、各社会保険事務所で各事業所等にも大変御負担をお掛けするということになります。ただ、相手国が違うとの国ごとに言わば様々な申請書類等がばらばらになるというようなことにしまってしまいますと、申請をしていただきます事業所等にも大変御負担をお掛けするということに

なりますので、私どもとしては、でき得れば、そういった事務処理にいろんな違いが生じないよう相手国ときちんと調整を行いまして、可能な限り事務処理、事務手続の統一化を図るということを心掛けてまいりたいというふうに思つております。

また、窓口でこれに対応させていただきます職員に対しましても、通知等を徹底いたしまして事務処理方法などの周知を図り、研修をまた実施して事務処理体制に万全を期してまいりたいとふうに考えております。

○辻泰弘君 今回の法案におきまして、かつてもそうございましたけれども、二重払いの回避といために、滞在派遣期間というものを五年ということで明示しておられるわけでございますけれども、その五年とされた根拠を、そのことについて御説明ください。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 御指摘のとおりでございますが、この五年ということにつきまして、フランス、ベルギー双方の様子を申し上げたいと思います。

フランスにつきましては、平成十三年から十四年にかけて実態調査を行わされていただきました。日本からフランスへ派遣される期間について、五年未満の方が合わせて七割近くを占めているということを確認させていただき、これを踏まえて交渉の結果五年となつたものでございます。また、ベルギーにつきましては、ベルギー日本人会が平成十四年に実態調査を行つていただきました。日本からベルギーに派遣されている期間についてお調べいただいたところ、五年未満が八割以上を占めていると、こういう結果を出していただきました。こうしたものを踏まえて交渉して五年というふうにしたわけでござります。

この派遣期間を五年というふうにした、二重適用の防止の派遣期間、ここを五年といたしましたのは、それぞれ、日仏の協定の第六条とか日ベルギー協定の第八条にそれをしっかりと合意した点を書き込んでおるところでございます。

○辻泰弘君 そこで、今回のフランス、ベルギーは、年金、医療のみならず、労災、雇用保険のエリアにもカバーしようということで、そのこと自体はいいわけですけれども、まず、その中身よりも、まずドイツ、イギリス、アメリカ、韓国の場合は労災保険は対象とされていなかつたわけですけれども、その辺、なぜされなかつたのか、そのことをまずお示しください。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 御指摘のとおり、フランスにおきましては、フランス、ベルギーともに労災保険の話が入つておるわけでございます。フランスにおきましては、年金、医療保険、労災保険、この三つの制度が、ベルギーにおいては年金、医療保険、労災保険、雇用保険、四つの制度が今回の協定の対象となつておるわけでございます。

今般、フランス、ベルギーとの協定の交渉に当たつて両国からは、制度の適用免除について、社会保障制度が一体的に運用されており、労災保険等を年金、医療保険から切り離して免除の可否を決めることができない仕組みとなつてゐるということを強く御主張になりましたので、我が国としても、それらを一体的に扱うという交渉結果を受け入れることとしたわけでございます。

なお、御質問にありますよな、ドイツ、イギリス、アメリカ及び韓国との協定の交渉の際に、交渉の中心が年金制度そのものであったということ、それから国によつては年金制度及び医療保険制度ということであつた。こういう御要請の強い議論の対象がそういうところであったということから、協定の対象がそういう範囲になつてゐるという結果でございます。

○辻泰弘君 そこで、まず労災についてお伺いしたいんですねけれども、今回の協定、またこの今回の法律で、日本人がフランスに行つてゐる場合、またベルギーに行つてゐる場合は労災の二重払いは排除される、回避されるということになるんですね。しかし、逆にフランス、ベルギーの人人が日本に来たときはそこは回避されないということに

なつてゐるわけですね。そのことにおいては片務性があると思うんですけども、まずその確認を

させていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(森山寛君) 委員御指摘のように、今回の社会保障協定におきましては、フランス及びベルギーの労災保険につきましては協定を適用する一方、日本の労災保険についてはこれと異なる取扱いをしておりまして、委員の御指摘のとおりでございます。

○辻泰弘君 それで、労災は日本の場合も総報酬に掛けるということをありますけれども、聞くところによるとフランス、ベルギーも事業主負担だけだと聞いてるんですけども、そうですか。

○政府参考人(森山寛君) はい、そのとおりでございます。

○辻泰弘君 私は、今回のこと、両国が合意したという中で前進するということ自体、それは結構なことであるわけですけれども、しかし、やはりこういったそれぞれの、医療も年金も労災、雇用保険も今後多くの国々に広がっていくと思うんですけれども、そういう中にあって、やっぱりできるだけ双方の国の制度が異なるということになつてゐるわけですから、このベルギーとの間では雇用保険が乗じて算出するということになつてゐるわけですが、それでも、今の御説明の中でその方々だけを除外できないということをおっしゃつたわけですけれども、私はもう事務的には十分できると思うわけでもございまして、その点については私はやっぱり片務性というものをぬぐえないというふうに思はれども、そういう中で前進するということをあつてしかるべきだと思うわ

○辻泰弘君 それで、労災保険につきましてはやはり双務的な取決めというものにできるだけ努力するということがあつてしかるべきだと思うわ

○辻泰弘君 それで、労災は日本の場合も総報酬に掛けるということをありますけれども、聞くところによるとフランス、ベルギーも事業主負担だけだと聞いてるんですけども、そうですか。

○政府参考人(森山寛君) はい、そのとおりでございます。

○辻泰弘君 私は、今回のこと、両国が合意したことによる労災保険につきましては賃金総額に保険料率を乗じて算出するということになつてゐるわけですが、それでも、今の御説明の中でその方々だけを除外しないで、今までの理屈でござります。

○辻泰弘君 労災については賃金総額に保険料率を乗じて算出するということになつてゐるわけですが、それでも、今の御説明の中でその方々だけを除外しないで、今までの理屈でござります。

○辻泰弘君 それで、労災保険につきましては賃金総額に保険料率を乗じて算出するということになつてゐるわけですが、それでも、今の御説明の中でその方々だけを除外しないで、今までの理屈でござります。

○政府参考人(森山寛君) それで、労災は日本の場合も総報酬に掛けるということをありますけれども、聞くところによるとフランス、ベルギーも事業主負担だけだと聞いてるんですけども、そうですか。

○政府参考人(森山寛君) はい、そのとおりでございます。

○辻泰弘君 それで、労災保険につきましては賃金総額に保険料率を乗じて算出するということになつてゐるわけですが、それでも、今の御説明の中でその方々だけを除外しないで、今までの理屈でござります。

ますけれども、やはりこういふものについては極力双務性を確保するべきだと思いますので、その点については今後ともお取り組みいただくように申し上げたいと思います。

それと同時に、今回のこのことはずっと追っ掛けていると見えてくるんですけれども、実は法律には出てこないわけでございます。それは相手国の方での免除ということをございますので、こちらの法律には、日本の国内法には関係ないわけでございます。ですから、実は法律を見ておりましてもそのことには、実はずっと追っ掛けていかないと出てこないわけでございます。

そこで、私が申し上げたいのは、尾辻大臣から趣旨説明をいただいたわけですから、法律の説明という意味では、正にその法律の説明ですからそれが出てこない、ある意味では当然かもしれないが、しかし、そのことの意味するものは、相手国とのかかわりということで、全体を見るといふことも必要なわけでござりますから、法案の説明に限らずに、相手国の方が来られたときにはどうなるのかといふことも含めて趣旨説明には是非付言をしていただきたかったなど、このように思ふんですねけれども、大臣、いかがですか。

○國務大臣(尾辻秀久君) 御提案申し上げるときにできるだけ丁寧に御説明を申し上げる、趣旨説明をさせていただくときもそのことは必要なことでござりますので、今後そのように努力をいたしますことを申し上げます。

○辻泰弘君 是非、そういうことでお取り組みをいただきたいと思います。どうも最低限だけ示しておいて、あとは知らなかつたらそのままいこうといふうなところがこのことのみならずあるよう思われますので、どうか心していただきたいと思います。

それで、もう一つ、年金の方についての問題点として御指摘申し上げたいと思うんです。これはそれぞれの国内における最低加入期間にもかかわるんで、日本の場合二十五年である、フランス、ベルギーはないと。そもそも皆年金とい

うことではないということからくることでありますけれども、結果として、今回の協定並びに法案によって、日本人がベルギー、フランスに行っている場合は、三ヶ月を超えた場合にはその分が、日本国内における加入期間の長短にかかわらず年金が出るわけなんですね。受給権が発生するわけです。しかし、ベルギー、フランスの方が日本に来られた場合は、極端に言えば二十四年十一か月日本で働いて負担していた、しかし国内では全然掛けていなかつたという方の場合は年金給付にあづからないということになるわけなんですね。これもまた私は非常に大きな片務性だと思うわけでござります。

これは私は、事務技術的には、基礎年金の部分は無理としても、報酬比例部分をそういう形で反映させるという形であれば私は技術的にはできることも必要なわけでございまして、それには根本的な御検討も必要になるかもしませんけれども、しかしやはりこれも双務性の確保、やっぱり片務的であつてはならないと。これは日本人が、さつきも言いましたように、三ヶ月行つていても受給権が発生するわけですね。三ヶ月負担している。しかし、向こうの人が二十四年十一か月こつちで、日本で納めていても、国内で全く掛けていなかつた人の場合は日本からの年金にあづかれないということで、この差は余りにも大きいと、片務性が余りにも大きいと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○國務大臣(尾辻秀久君) 事実はお話しのとおりであります。

ただ、申し上げたいことは、この社会保障協定といいますのは、今お話しになつておられます加入期間の要件などもそうなのであります、ましては、それが事務技術的に解消できないとなれば仕方ないとしても、私は、報酬比例部分のみの支給ということを考えるならば、これはもう事務技術的には極めて簡単にできることだと私は思つておりますので、是非、今後の国々との交渉ということもありますが、全体として、やはりこうした協定は数多く結んでいくことが日本国民、日本国にとって利益になる、負担の軽減になる相手国ばかりではないという時代に将来はなつてくるだろうと思いますが、全体として、やはりこうした協定は多くの国益にかなうというふうに考える次第であります。

その上で、この双務性の御指摘につきましては十分意識をして掛からなければいけないと思いますが、相手国との制度の間の共通性を求めるために国内法をそのたびに改正する、検討をするといふようなことを間違つておられる方がいると思います。

全體の協定の締結の緊要性ということとバランスを考えながら、他方、また最低加入期間の問題につきましては、年金制度、我が国の年金制度の特色でもあるわけでございますが、かなりその根柢的な部分にかかわるものでございます。ただいまも両院合同会議で様々な御意見が交わされてお

りますが、年金制度の姿形という問題にもかかわる問題でもあると、いうふうに考えておる次第でございます。

○辻泰弘君 そもそも、社会保険方式を取つてゐる国で、皆年金であると、いうのが日本ぐらいであるということからも出発しているところもあるわけですけれども、ただ、いずれにしても二十五年というのが長過ぎると、国際的に見てもですね、そのこともかかわっているわけでございます。

十五年にしたということで余計に長くなつてしまつたわけですけれども、結局、国際比較でもいつも議論しましたし、私も議論してまいりましたけれども、二十五年が長いということが結局こういうところにも累が及んでいるといいますか、そういうことにもなつてゐるわけでございまして、そういう意味での二十五年が、もちろん入つていただくという意味では、当然といえば、当然なんですけれども、しかし最低加入期間等の設定における国際的なバランスというのもやはり大事だと思つてございまして、そのことについてのお取り組みと同時に、それとは別に、今回のこの協定といいますか、今後の協定があるわけですから、そのことについての双務性の確保といふものは、やはり長い目で見た両国間といいますか、それぞれの国との間の信頼関係といいますか、そこにもかかわってくると思いますので、その点については十分意を用いていただいてこれから対処していただきたいと、このように思ひます。

○國務大臣(尾辻秀久君) ただいま局長からお答え申し上げましたけれども、この後私どもは非常に多くの国とこうした協定を結んでいかなければなりません。その際に、今お話しいただいておられます双務性の確保ということは、これは大事な視点だと思いますので、努力をしてまいりたいと存じます。

○辻泰弘君 そういうことで、しっかりとお取り組みいただくように御要請申し上げておく次第でございます。

ござります。

それで、今回の協定によつてどれほどの負担軽減が図られるかということになるわけですねけれども、フランス在留邦人、ベルギー在留邦人の負担軽減、また、日本に駐在しているフランス人、ベルギー人の負担軽減、これをどのように見ておられるか、お聞かせください。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 日本とフランスの協定につきましては、現在、日本からフランスに派遣されている企業駐在員等で両国の年金制度及び医療保険制度に二重負担をしておられる方が約三千人ほどと考えております。本人及び事業主がフランスの制度に対して負担している保険料の総額が、年間約百十億円程度になるものと見込んでおります。

それから、日本とベルギーの社会保障協定に関するいたしまして、現在、日本からベルギーに派遣されている企業駐在員等で両国の年金制度及び医療保険制度に二重負担している方の数は、約一千五百人程度と推計されます。これを基に本人及び事業主がベルギーの制度に対して負担している保険料の総額を推計いたしますと、年間で約四十億円になるものと見込んでおります。

なお、御質問にございましたように、在日のフランス人、在日のベルギー人の負担軽減額といふ点につきましては、必ずしも明らかでございません。私どもとしては推計がよくできないところでございますが、法務省の統計によりますと、フランスから日本に派遣されている企業駐在員等は四百八十名程度、それからベルギーから日本に派遣されている企業駐在員は四十数名、こういうような規模でございますので、日本国側の二重負担軽減の効果と比較いたします場合には、日本国サイドの軽減効果が非常に大きいというふうに理解をしているところでございます。

○辻泰弘君 日本にとってのそういうメリットといいますか、負担軽減が多いということでもござりますので、そういう意味からも、先ほどの

ただいておくべきだと思いますので、改めて御指摘申し上げたいと思います。

それで、この法案そのものにはかわりないわけですけれども、よく外国人技能実習生の方々に、三年しかいられないのに年金、雇用保険が適用されているということで、それを外すべきだというような要請があるわけですねけれども、これについてはどのように思つていらっしゃるか、御見解をお示しください。

○國務大臣(尾辻秀久君) 現在、外国人技能実習生は、受入先である事業主と雇用契約を結んでおります。すなわち、雇用契約にあるということをございます。したがいまして、事業主が厚生年金保険の適用事業所である場合は厚生年金被保険者となりますが、また同様に、雇用保険の適用事業に雇用されておればその被保険者となる、当然のことございます。

さらにも、当然のことありますけれども、厚生年金保険の被保険者である間に事故が起きた場合は障害給付であるとか遺族給付が支給されまし、また、保険料の本人負担相当分についての金を支給するという特例措置もござります。

雇用保険につきましても、被保険者となつて六ヶ月以降に受入先の倒産等により離職した場合には給付を受けるということも可能になります。実際に、次の受入先がすぐに見付からずに離職した外国人技能实习生に対し支給がなされた事例もござりますし、逆に、こうした人たちを適用除外とすると、外国から、諸外国人労働者を差別しているというふうに受け取られかねないところもございます。

○國務大臣(尾辻秀久君) おっしゃるところでおございまして、やはり私どもが丁寧に御説明申し上げて理解をしておいていただく、そしてちゃんと保険として払つていただくことが必要なことをござりますので、今後、御理解をいたぐべく更に丁寧な説明をさせていただきたい、努力をさせていただきたいと存じます。

○辻泰弘君 是非お願いしておきたいと思います。

それで、時間も限られておりまして、時間があればフランス、ベルギーの年金制度などについて

これは何によつて定められているんでしょうか。○政府参考人(渡辺芳樹君) 平成六年の厚生年金保険法等の改正によりまして創設された制度でございますが、厚生年金保険法附則第二十九条、あるいは国民年金法附則第九条の三の二と、こういふところに規定が整備されております。

○辻泰弘君 それで、これのいわゆる中小企業の方を中心の事業主の方々の御意見があつたり、また実習生として、技能実習生として来られた方々の意見であります。すなわち、障害年金、遺族年金が適用対象となつているということは実は大きな意味があります。したがいまして、事業主が厚生年金保険の適用事業所である場合は厚生年金被保険者となりますが、また同様に、雇用保険の適用事業に雇用されておればその被保険者となる、当然のことございます。

事業主の方、あるいは当事者にそのことが十分理解されていないんじやないかと。ただ単に取られつ放しで終わつてはいるといいますか、そこから回避といいますか、忌避といいますか、そういう意味において私は理解もするんですが、しかし、事業主の方、あるいは当事者にそのことが十分理解されていないんじやないかと。ただ単に取られつ放しで終わつてはいるといいますか、そこから回避といいますか、忌避といいますか、そういう意味においては私は理解もするんですが、そこからたことも現実に起こつているんじやないかと思うんです。

そういう意味で、やはりしっかりと説明をしていただいて理解していただくよう御努力をしていただきたいと思うんですけれども、そのことについての御見解、御所見、お願いしたいと思います。

○國務大臣(尾辻秀久君) おっしゃるところでおございまして、やはり私どもが丁寧に御説明申し上げて理解をしておいていただくことが必要なことをござりますので、今後、御理解をいたぐべく更に丁寧な説明をさせていただきたい、努力をさせていただきたいと存じます。

○辻泰弘君 是非お願いしておきたいと思います。

それで、時間も限られておりまして、時間があればフランス、ベルギーの年金制度などについて

もお聞きしたかつたわけでございますけれども、時間がございませんので一つだけお聞きしたいと思うんです。

先ほど申しましたように、フランス、ベルギーにおいては最低加入期間がないと。そもそも皆年金ではないということから結果として導かれることがかもしれませんけれども。そこで、それに関連して、よくお聞きするところによると、フランスやベルギーにおいては日本のような年金不信といいますか、あるいは保険料徴収に対する不信といいますか、そういったものがないというふうに聞くわけですが、その辺、厳密なところは分からんんですけども、それはどうしてなのかと。翻つて日本に何ができるかということになるわけですが、そのことについて御見解をお示しいただきたいと思います。

○国務大臣(尾辻秀久君) 大変難しい御質問をいただいたと存じます。

そもそも年金制度に関する言わば国民感情とでありますから、そうしたものと積み重ねた結果でありますから、そうしたのもといまいじょうか、それからまた政治的な議論をしておるというふうに説明するんだと。じゃあと申しあげましたように大変難しい御質問であります。そして、精一杯お答えして以上のお答えになると申しあげましたように大変難しい御質問であります。

○辻泰弘君 時間が参りましたので、残余予定し

ていた質問は後日に譲らしていただきまして、私はこの質問を終わらしていただきます。

○小池晃君 日本共産党的小池晃です。

今回の特例法は、これは保険料の二重払いを防ぐ、それから必要な加入期間について日本とフラン

ス、日本とベルギーの保険期間を通算する、必要な手当てでありますから、賛成であります。いろいろと今大事な問題は確認がされたと思うのですが、私一つ確認したいのは、障害年金の給付を受ける場合には、フランス、ベルギーでの保険加入期間といふのはどのようにこれ考慮されることになるのでしょうか。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 御承知のように、國

民年金法、厚生年金保険法上の障害給付につきましても、国民年金の保険料納付済期間と免除期間との合算期間が被保険者期間の三分の二に満たない場合などにはこれを支給しない、これが日本の仕組みでございます。

今般、日仏又は日ベルギーのこの実施特例法案におきましては、障害年金の納付要件を満たさない方について、フランス又はベルギーの保険期間

もそも制度に入れないわけであります。所得に応じて払うわけであります、保険料を払うわけではありませんから、ゼロの者は払いようがないといふことで、そもそも保険に加入ができるない、当然義務もないといったところの違いがどうしますか。

それから、交渉に当たった事務方に聞いてみますと、向こうの人たちが言うには、実務上も未納、未加入が発生しないよう嚴正な運用を努力しておるというふうに説明するんだと。じゃあと申しあげましたように大変難しい御質問であります。

○辻泰弘君 時間が参りましたので、残余予定し

ていた質問は後日に譲らしていただきまして、私はこの質問を終わらしていただきます。

○小池晃君 日本共産党的小池晃です。

○国務大臣(尾辻秀久君) この特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律が四月一日より施行をされております。この本法律の給付金の対象となる方といふのは、国民年金制度発足時

には任意加入とされていたが、その後強制加入となつた方々について、適用対象としつつも、任意加入が強制加入かという形態の違いによって結果として障害基礎年金を受給していないという特別な事情を生じた方々と、こうなつておるわけでございます。

今お話しになりました在外邦人の方について言いますと、昭和六十一年三月以前は国民年金の適用除外でございましたけれども、昭和六十一年四月以降任意加入とされ現在に至つており、任意加入の対象となる前の在外邦人についてはそもそも

○政府参考人(青柳親房君) 平成八年に行いまして身体障害者の実態調査に基づいてどのくらいの数があるかということを推計をさせていただいたわけでございますが、その時点ではおよそ二万四千人程度の方が対象になろうかと考えております。

○小池晃君 対象二万四千人考えていたんだけれども、四月十五日までの受付件数が約一千六百件なんです。これ中身見ますと、四月一日から八日までの受付が千六百件、その後一週間で増加した

のことにつきましては、この法律が審議されましたときの臨時国会における過程でも提案者からそういうふうに答弁があつたところでございます。

そこで、ということの今のお尋ねでもあるわけでありますけれども、本法律の対象とされていない障害者に対する福祉的措置につきましては、本法律の附則第二条の規定を踏まえまして、今後、立法院その他関係者の方々の御意見でありますとか、彼らはどうもそういうふうに言っております。

○小池晃君 関連して、在外邦人について大臣に

のが約千件、増えるどころか減っているという実態があつて、この二万四千件という支給見込みに照らして余りにも受付件数少ないと思つんですが、これは理由はどういうことでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 先ほどもちよつと御紹介をさせていただきましたように、受付件数は二千六百件ではございますが、市区町村への照会件数はおよそ二万件あるということで、こういう照会をされた方の中には今後請求を行う方で多数含まれておりますので、むしろ早期に請求をしていただけるように、私どもあらゆる機会をとらえて周知に努めてまいりたいと考えております。

○小池晃君 いや、これやっぱり、二万四千件と言ひながら受付が二千六百しかないというのは本当に重大だと思っていまして、私、広報の仕方に大変問題あると思うんですよ。

例えばホームページのトップページに、厚生労働省の方のホームページには特別障害給付金制度の説明ないんですね。社会保険庁のホームページ開くと、三月十四日まではトピックスにこの特別障害給付金始まりますとあつたんですけど、四月になつたらそれ消えちゃつたんです。恐らく、余り申込みないといふんで慌てて、四月二十日からまたトピックスに「特別障害給付金の請求はお早めに」というのが復活してて、私はこれ、真剣さが疑われる。

それから、資料でお配りしましたこれ新聞広告です。(資料提示) 今度の年金制度の周知をする広告なんですが、これ、真ん中の下の段辺りに小さな字で「特別障害給付金制度が始まります。」と、こう書いてあって、これはよく注意しないと気が付かないような中身で、しかもこれ、無年金障害者という言葉がないんですよ。だから、私これ見て本当に、これは無年金障害者に対する制度なんだつてすぐに分かるだろうかというと、本当に不親切な広告ではないかなと。あれだけやはり会一致で通した議員立法の広報の仕方として、私が、これいいのかと。ちょっと余りにもこれで

は不十分ではないかというふうに思つんですが、こういう点やはり改善しなければ、今のこの遅い申請の改善しなければ、今のこの遅い申請の解決しないんじゃないですか。その点、大臣いかがですか。こういう広告でいいんでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 実は、同じ御指摘を衆議院の委員会でもなされました。それで、私すぐ

その御指摘に対応するようにと指示をしたのでありますけれども、依然としてその指示が徹底していないということであれば、更に指示をいたしたいと存じます。

○小池晃君 私これ、せつかくやはり党派を超えて一致してつくった制度なんだから、きちっと責任を持って広報していくことが必要だと思うんです。

あわせて、これ、四月に請求すると五月から給付されるという制度で、しかし、現実の受付件数を見ると、これ、なかなか五月支給ということになると受け付けられないという対応を窓口でしている。あるいは、初診日確認できなくとも取りあえず申請でくるはずなのに、実際には初診日の確認できる書類を持ってこないと受け付けられないというふうにして追い返されたと、こういう話いろいろと寄せられているわけです。

私は、これやっぱり市区町村の窓口できちっとこの制度の趣旨を徹底して、やはり非常に難しい、二十年前というようなことも証明しなくちゃいけない難しい制度なんですから、やはりこの受付の仕方の趣旨について改めてしっかりと徹底する、もう本当に今月末までわずかしかないんですが、必

要があるんじやないかと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(青柳親房君) 私どもも、昨年の十

二月以来、市区町村への対応を始めこれまで

行つたつもりでございますが、その点がもし不十分な点があるようであれば、残された時間はわずかかもしれませんけれども、引き続きの周知の徹

底を図つてまいりたいと考えております。

○小池晃君 現実には私、混乱あるんですから、

私はこのことだけでも広告ぐらい出してもいいぐ

らいのテーマだと思つし、このことについての、

ださい。

は、不十分ではないかというふうに思つますが、

こういう点やはり改善しなければ、今のこの遅い申請の改善しなければ、今のこの遅い申請の解決しないんじゃないですか。その点、大臣いかがですか。こういう広告でいいん

でありますけれども、依然としてその指示が徹

底していないということであれば、更に指示をい

たしたいと存じます。

○小池晃君 私これ、せつかくやはり党派を超えて一致してつくった制度なんだから、きちっと責

任を持って広報していくことが必要だと思う

んです。

○政府参考人(青柳親房君) ただいまもお尋ねの中でございましたように、私ども未納者対策といふことで平成十九年度に保険料の納付率を八〇%に回復させるという目標を立てまして、これに向けて年次目標を盛り込んだ行動計画、アクションプランを作成いたしまして、その進捗管理、それから達成状況の検証を行いながら納付率の低下要因に応じた対応というのを進めさせていただいているところでございます。

ただ、十六年度の納付状況は、十七年一月末現在、お尋ねにもございましたように、対前年度同期でプラス〇・〇四%というところでございます。

し、現在もなお、年度末、締めに向けて納付率の向上に全力を挙げておりますけれども、目標達成率、六五・七%の達成は厳しい状況であるというのが正直な私どもの受け止めでございます。

○小池晃君 年金改革の最初の年から前提となる数字がずれてきております。この点で保険料の督促業務をやられているわけですが、社会保険庁、二〇〇一年からこれを民間企業に委託をされている。委託件数、委託料、それから、どのような企業に委託しているのか、お示しいただきたいと思います。

○政府参考人(青柳親房君) ただいまのお尋ねでは、保険料の徴収部門についても委託しているか

というようなことを含んだようなお尋ねでございましたが、厳密に申し上げますと、私ども、平成十四年度から国民年金の保険料の収納業務が国に移管されたということを一つの契機いたしましたが、厳密に申し上げますと、私ども、平成十四年度から民間業者に委託して実施をさせていただいております。

この実績というお尋ねがございました。平成十四年度は、この委託業者が被保険者に実際に電話

納付督励を行った件数が約百八十七万件、そのために要した費用は六億三千万円ほどとなっておりました。また、平成十五年度は約四百七万件で、八億七千九百万円というふうになつております。

○小池晃君 どのような事業者、企業に委託した

のかもお聞きしたんですが、お答えなかつたん

で、私、資料で一枚目にお配りしました。この二

十四業者に二〇〇三年度委託をしていると。二十

四の業者のうち、NTTマーケティングアクトな

どを含めて十四事業者がNTTの関連会社なん

ですね。

私の下に訴え来て、NTTから電話掛かっ

てきた、NTTアクトです、国民年金保険料が未

納になつています、払ってくださいという電話が

掛かってきてびっくりしたという訴えがありまし

た。個人情報保護どうなつてているのかと、不安だ

という声があつて、これ社会保険庁にも多数の苦

情が届いていると聞いているんです。これは、二

十日にはNTTデータの派遣社員が逮捕されまし

た。これは中越地震の被災地で顧客情報を流出し

たという事件であります。そのほかにもNTT関

連会社の情報漏えいというの非常に問題になつ

てあるとき、この年金の保険料の問題でNTT

の関連会社から電話掛かってくるということで不

安が広がるのは私当然だと思う。こういう形の委

託というのは、私はこれは考え直すべきではない

かと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(青柳親房君) この電話によるこ

ろの納付督励の委託を行つて当たりましては、た

だいまお尋ねございましたが、未納被保険者の

委託だと。やはり以前この委員会でも取り上げま

したけれども、厚労省、社会保険庁からの天下り

ということもNTT関連会社にはあつたわけで

す。委託総額、これ九億円にも上る。

こういう形で、この間いろいろ個人情報保護と

いうことについては不祥事も起きているNTTの

関連会社に対して年金加入者の未納といった個人

情報渡してしまつということに私は国民の納得

得られないのではないかと考えますが、大臣、こ

の点見直していく必要があるというふうにお考え

になりますんで、どうぞよろしくお願いします。

○福島みづほ君 社民党の福島みづほです。

先日、兵庫県で大規模な列車事故があり、今ま

だ救援活動が進んでいます。社民党は対策本部を

立ち上げましたが、またこの厚生労働委員会で質

問でくる機会があれば、あるいは質問の必要があ

れば、また質問させていただきたいと思います。

私も、冒頭、学生無年金障害者問題についてお

話をいたします。

以前、無年金障害者の問題に関する尾辻大臣と

当事者の人に会つていただいたことがあります。

時間を見て会つてくださつたので、当事者、原

告の人たちは非常に喜んでいました。

四月二十二日、福岡地方裁判所は障害年金不支

給処分の取消しを認め、原告側の勝訴判決を言い

渡しました。平成十三年七月に提訴して以来、月

日が流れております。裁判を起こすことは手間

暇、エネルギー、お金が掛かり、かつ障害者の立

場で裁判を遂行していくことはいろんな意味でや

はり極めて負担です。家族の皆さんもあらゆる意

味で負担なわけですけれども、無年金障害者は家

族を含め苦労を続けております。先日も車いすの

皆さんが、是非この問題もつと、もつとという

か、頑張つて取り組んでくださいというふうに言

いに来られました。

無年金障害者問題が解決されるよう、控訴を断

念することを強く求めたいと思いますが、大臣、改めていかがでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 先ほど小池先生にもお

答え申し上げたとおりでございます。このたびの

判決は、初診日が二十歳以前であつたという事実

が整備されていること、こういった個人情報保護のための安全管理措置が講じられている業者であることを確認することとしております。さらに、

個々の契約書におきましても、個人情報の複写複製の制限、それから委託終了時の個人情報の消去等の対応、個人情報保護に係る社員教育等、こういった事項を明記して個人情報の保護に厳格を期しているところでございますので、従来の契約に

とらわれず、今後、こういったことをきちんと守れる会社に委託をしてまいりたいというふうに考えております。

○小池晃君 私、これはやはり見直すべきだと。

これ、NTTに委託していることを被保険者に通

知することも事前にやつてないわけですね。それ

から、民間委託、法律の根拠もこれ、ないと聞き

ました。国民年金法の規定もない一般的な業務の

委託だと。やはり以前この委員会でも取り上げま

した。国民年金法の規定もない一般的な業務の

委託だと。やはり以前この委員会でも取り上げま

したけれども、厚労省、社会保険庁からの天下り

ということもNTT関連会社にはあつたわけで

す。委託総額、これ九億円にも上る。

こういう形で、この間いろんな個人情報保護と

いうことについては不祥事も起きているNTTの

関連会社に対して年金加入者の未納といった個人

情報渡してしまつということに私は国民の納得

得られないのではないかと考えますが、大臣、こ

の点見直していく必要があるというふうにお考え

になりますんで、どうぞよろしくお願いします。

○福島みづほ君 終わります。

○小池晃君 終わります。

○福島みづほ君 社民党の福島みづほです。

先日、兵庫県で大規模な列車事故があり、今ま

だ救援活動が進んでいます。社民党は対策本部を

立ち上げましたが、またこの厚生労働委員会で質

問でくる機会があれば、あるいは質問の必要があ

れば、また質問させていただきたいと思います。

私も、冒頭、学生無年金障害者問題についてお

話をいたします。

以前、無年金障害者の問題に関する尾辻大臣と

当事者の人に会つていただいたことがあります。

時間を見て会つてくださつたので、当事者、原

告の人たちは非常に喜んでいました。

四月二十二日、福岡地方裁判所は障害年金不支

給処分の取消しを認め、原告側の勝訴判決を言い

渡しました。平成十三年七月に提訴して以来、月

日が流れております。裁判を起こすことは手間

暇、エネルギー、お金が掛かり、かつ障害者の立

場で裁判を遂行していくことはいろんな意味でや

はり極めて負担です。家族の皆さんもあらゆる意

味で負担なわけですけれども、無年金障害者は家

族を含め苦労を続けております。先日も車いすの

皆さんが、是非この問題もつと、もつとという

か、頑張つて取り組んでくださいというふうに言

いに来られました。

無年金障害者問題が解決されるよう、控訴を断

念することを強く求めたいと思いますが、大臣、改めていかがでしょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 先ほど小池先生にもお

答え申し上げたとおりでございます。このたびの

判決は、初診日が二十歳以前であつたという事実

でした。

九

を認定したものであると理解をいたしております。その判決は、私どもは重く受け止めさせていただきます。

その上ではありますけれども、更に内容を検討させていただいて、関係機関との協議も必要でございますから、その上で私どもの対応を判断をさせていただきます。

○福島みずほ君 実は裁判所は割と保守的なところで、行政訴訟で原告側が完全に勝つというのはなかなか実はないことだと私は思います。ここまで判決がはつきり原告側勝訴判決を言い渡しましたので、厚生労働省、大臣、是非、控訴を断念し、前向きに向けて行動されるように心からお願いをします。もうやはり実行して問題を前向きに解決するときが明らかに来ているというふうに思っていますので、是非よろしくお願ひします。中国人残留孤児の問題や、それから在外被爆者の問題についても一定程度厚生労働省が英断をして進みつつあります。ですから、是非、一足飛びにいろんなことができなくとも、私たちは、私はやっぱり質問して改善してきたというふうに思つておりますので、是非、この学生無年金障害者問題についても是非一步踏み出してくださるようよろしくお願いいたします。

では、本問に入ります。ドイツ、イギリスで実施されている同様の規定はどうのような実績となって効果を生み出しているのか、ちょっと他の委員からも発言がありましたけれども、問題はないのかについてお聞きをいたします。

○政府参考人(青柳親房君) まず、ドイツとの実績について御報告をさせていただきます。

ドイツの協定は、二つの目的すなわち二重適用の防止と年金加入期間の通算、この二つの目的を有しているものでございます。

まず、二重適用の防止という観点から申し上げますと、日本からドイツに一時派遣される方に対してドイツの年金の加入を免除するということのために私どもが適用証明書という書類を発給をさせていただいております。この発給件数が、平成

十二年二月の協定発効以降十五年度の年度末までの間に六千九百六十四件発給をさせていただいております。それから、二点目の年金加入期間の通算という点につきましては、先ほども一部お答えを申し上げましたが、ドイツの年金加入期間を通算した我が国民年金、厚生年金保険の裁定件数ということで申し上げますと、平成十二年二月の協定発効以降十五年度末までの間に八十二件、平均年金額で約三十九万六千円という実績となつております。一方、協定発効以降平成十四年末までの間に日本の年金加入期間を通して計算したドイツの方の年金の裁定件数は四十五件に上るものと承知をしております。

続きまして、イギリスとの協定、これは二重適用の防止のみを目的としておりますので、日本からイギリスに一時派遣される方に対しても適用証明書といふものの発給を行つておられます。この発給件数は平成十三年二月の協定発効以降十五年度末までの間に八千六百十二件となつております。

その効果という点では、まずは、二重適用の防止单なる年金加入期間の通算によりまして、たゞいま申し上げたように、年金裁定等についても相当の実績があるわけございますが、これによりまして、相互の年金保険料の掛け捨てが解消されて効果を生み出しているのか、ちょっと他の委員からも発言がありましたけれども、問題はないのかについてお聞きをいたします。

○政府参考人(青柳親房君) まず、ドイツとの実績について御報告をさせていただきます。

ドイツの協定は、二つの目的すなわち二重適用の防止と年金加入期間の通算、この二つの目的を有しているものでございます。

○国務大臣(尾辻秀久君) 我が国の公的年金制度は現役世代の方すべてに四十年間保険料を納めていただくことを原則いたしておりますが、これまでに低所得等で保険料負担が困難な方にいたります。日本の加入年数が二十五年と余りに長いと考えますが、いかがですか。

○福島みずほ君 先ほど辻理事の方からもありますと、日本からドイツに一時派遣される方に対する年金の加入を免除するということについても発言がありました。この年金の加入を免除するためには、年金資格期間が日本は二十五年である一方諸外国は、ドイツが五年、イギリス十年、韓国と米国が十年であり、フランスは三ヶ月、ベルギーは最低年数なしという状況です。

日本はようやくイギリスと二か国目だと。諸外国は、欧米諸国は一番少ないアメリカでも十七国と結んでいて、そのほかでは二十か国とか三十か国とか、フランスなどは四十六か国と結んでいます。

○福島みずほ君 日本で働いている外国人の人たちと話をしますと、保険が要するに給料から天引きされていたり多額に払わなければいけないけれども、要するに掛け捨てであると、自分はいずれ本国に帰るので、全く掛け捨てになつていて、しかも二重払いをしなくちゃいけないと、負担が大

はその間の免除制度もござりますので活用していただいたらもいたしておるわけでございます。そうした免除期間も受給資格期間に含めるということ、あるいはまた、二十五年に達していない方の年金の裁定件数は四十五件に上るものと承知をしております。

そこで、制度的にも近いのではないかということで始めてきたわけですが、なかなかその議論の収んを見ずに随分時間を経てしまつた。また、その後の任意加入もできる道も開いておりましたので、こうしたことで二十五年の受給資格期間を満たしていただこうというふうに私どもは考えておるところでございます。

さらに、そうした中で受給資格要件を短縮することについては、まずは高齢期の基本的な所得保障の役割を果たせないような低額の年金者を増やすことになつて、結果的に公的年金に対する信頼が揺らぐことになりかねない。それから、仮に受給資格期間を短縮すると、短期間のみ加入するごとを選択しようとする者が生じて未納問題が一層深刻になるおそれがあるなど、世代間扶養という制度の大前提が揺らぎかねない事態になることもあります。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 御指摘のとおり、私どもの社会保障協定、年金の協定につきましては、最初ドイツから始めた。制度が元々はドイツの制度というものを参考にさせていただいたといふことで、制度的にも近いのではないかということで始めてきたわけですが、なかなかその議論の収んを見ずに随分時間を経てしまつた。また、その後の任意加入もできる道も開いておりましたので、こうしたことで二十五年の受給資格期間を満たしていただこうというふうに私どもは考えておるところでございます。

そこで、制度的にも近いのではないかというこ

とで始めてきたわけですが、なかなかその議論の

収んを見ずに随分時間を経てしまつた。また、

その後の任意加入もできる道も開いておりま

すので、こうしたことで二十五年の受給資格期間

を満たしていただこうというふうに私どもは考

えておるところでございます。

さらに、そうした中で受給資格要件を短縮する

ことについては、まずは高齢期の基本的な所得保

障の役割を果たせないような低額の年金者を増や

すことになつて、結果的に公的年金に対する信頼

が揺らぐことになりかねない。それから、仮に受

給資格期間を短縮すると、短期間のみ加入するこ

とを選択しようとする者が生じて未納問題が一層

深刻になるおそれがあるなど、世代間扶養という

制度の大前提が揺らぎかねない事態になることも

考えられることなど、様々な問題があるというふ

うに考えておるところでございます。

○福島みずほ君 今日はこのことについて延々

と、ちょっと時間が、やれませんけれども、やは

り長いということが諸外国に比べて際立つていま

るんだからもう入らないというふうに思う人もい

るかもしれません。その点については今後議論が

必要だと考えます。

次に、過去の議事録を見ますと、平成十年五月

十二日、国民福祉委員会で、例えば、ドイツと協

定を結ぶのに三十年近く掛かったということにつ

きましては、御批判は甘んじて受けざるを得ない

と政府委員が答えております。また、平成十二年四月二十一日、同じ委員会で、今井澄委員の質問

で、日本はようやくイギリスと二か国目だと。

諸外国は、欧米諸国は一番少ないアメリカでも十

七国と結んでいて、そのほかでは二十か国とか三

十か国とか、フランスなどは四十六か国と結んで

いると。

日本がやはりこういう協定を結ぶのが遅い、遅

きい、払いたくないという声などをよく実は聞きます。

国内で二重払いしている外國従業員の年金について、掛け捨てとなる年金の総額は幾らでしょうか。

○政府参考人(渡辺芳樹君)

日本国内における年

金適用に当たって国籍による記録管理というものがなされておりませんものですから、例えば今回協定締結をいたしましたフランスやベルギーの方の二重負担防止による掛け捨て額の解消といいますのは幾らかというのもなかなか正確に導き出しができませんでした。先ほど申しましたように、法務省の統計によりますと、フランスは四百八十名

余り、ベルギーは四十名余りの企業駐在員の方が日本において、今回の協定の枠でいうと、その方はちはいわゆる掛け捨てというものがこの協定の効果として解消されてくる、こういうことだと思います。

他の諸外国からの日本で働いておられる方々の御負担、こうした協定があれば解消するであろう御負担額というものについては、私どもとしてちょっと掌握してないところでございます。

○福島みずほ君 世界が狭くなっているので、是非、今後協定の締結がうまくいくようにというこ

とをお願いいたします。

また、年金資格期間が日本は二十五年であるこ

とは、多分外国との比較で今後議論になるのではないかでしょ

うか。

残った時間、人身取引の防止及び被害者の保護に関する法律に、法律というか制度についてお聞きをいたします。

御存じのとおり、法務委員会で刑法の改正法案が審議をされ、参議院では参議院先議で本会議で成立をいたしました。人身取引に関して行動計画が出て取組が始まっていますが、私は、法務省、警察だけではなく、横断的、特に厚生労働省が責任を持つて人身売買に関して取り組むべきであるというふうに考えております。

私自身は、実は、アジアからの出稼ぎ女性の緊

急避難所、女性の家H E L Pというのがあります。

で、弁護士になつてからずっとそこアドバイザー、弁護士をしてきたので、ブローカーを刑事告訴する、賃金不払や暴力行為について不法行為に基づく損害賠償請求を裁判でやるということな

ど、多くの裁判をやつてきました。

しかし、本人たちに日本にてもらつて裁判に

協力をしてもらうことが極めて大変であり、なか

なか制度の中で大変であったので、特にお聞きを

いたします。人身取引対策行動計画での厚生労

省が担う責任について、被害者の生活支援などに

ついて、厚生労働省はどう考えていらっしゃるで

しょうか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 行動計画では、人身取

引の防止それから撲滅、被害者保護、この三つの

観点から政府全体が一体となって取り組もうとい

うものでございます。

その三つのうちの、では厚生労働省が担うべき

役割は何かとすると、やはり被害者の保護の役割

だと、こういうふうに考えるところでございま

す。したがいまして、この行動計画に沿つて、婦

人相談所を活用とした一時保護、相談、カウンセ

リング、それから民間シェルター等への一時保護

委託などの役割を果たしていくこととしておると

ころでございます。

○福島みずほ君 刑事処罰をプローカーに対し

する、その間、本人がどこか、センターなりど

かできちつとケアをされたり、医療を受けられた

り、相談を受けられたりという必要で、今回

この行動計画では婦人相談所というふうになつて

いるんですが、もっと包括的に厚生労働省が責任

を持って婦人相談所を管轄する、あるいは予算を付

け、教育啓発活動をする、様々なものが実は必

要ではないかというふうに思っております。

○政府参考人(伍藤忠春君) この民間団体、特に

NGOなどの果たしている役割というのも、こう

いう人身取引被害の面においては大きなものがあ

ると思いますので、こういったところと連携をし

ていくということは私どもも重要なことと考えて

ます行動計画につきましては、加害者の処罰のみならず、このことは当然なんですけれども、そう

した加害者の処罰のみならず、人身取引被害者の

保護を対象としてこれはもう明確に位置付けてお

ります。その被害者の状況に応じて、今申し上げ

ておりますように、婦人相談所でありますとか民

間シェルターを活用した一時保護、被害者の帰国

支援等、きめ細かな対応をすることと定めてお

てあります。

したがいまして、こうしたことをしっかりと行う

ことにより、基本的には現行法体系の中でも実効

ある施策が展開できていけると私どもは考えてお

ります。

○福島みずほ君 参議院の法務委員会の議事録を

見ますと、参考人の吉田容子さんは、被害者保護

支援法の制定が必要であると考えるということを述べています。

やはりこれは、参議院はドメスティック・バイ

オレンス防止法、改正法などを作ってきた、超党

派でやつてきた院ですけれども、やはり被害者の

救済などについての超党派では非被害者保護支援

設などができるないかというふうにも強く思つてい

ります。

○福島みずほ君 是非、婦人相談所の機能強化を

よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長(岸宏一君) 他に御発言もないようす

から、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。——別

に御意見もないようですから、これより順次両案の採決に入ります。

まず、社会保障に関する日本国政府とフランス

共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保

険法等の特例等に関する法律案の採決を行います。

次に、社会保障に関する日本国とベルギー王国

との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特

具体的なその支援ということで、どういったたら

こういったところに支援をできるかということ

で、一時保護委託ということで概念を私ども持ち込ん

で、本来公的なところで保護し相談に応じてやる

べきものを、公的な施設だけではなくて民間団体

にも委託をすることで事実上公的な支援が

可能になるということで、この一時保護制度とい

うのを導入をしてそれなりの、通常の婦人保護施

設等でお世話をいただく場合と同様の水準の委託

費を流すと、こういう仕組みを導入したところで

ございまして、こういった形で支援をするとい

うことで面当やつていきたいというふうに思つてお

ります。

そのほか、いろんな研修事業を行なう際に

も、民間団体の方々をお招きして一緒に受けつい

ただくとかというようないろいろな形で連携を図り

ながらやっていきたいと、こんなことを考えてお

ります。

○福島みずほ君 是非、婦人相談所の機能強化を

よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長(岸宏一君) 他に御発言もないようす

から、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。——別

に御意見もないようですから、これより順次両案の採決に入ります。

まず、社会保障に関する日本国政府とフランス

共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保

険法等の特例等に関する法律案の採決を行います。

次に、社会保障に関する日本国とベルギー王国

との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特

てはいかがでしようか。

○政府参考人(伍藤忠春君) この民間団体、特に

NGOなどの果たしている役割というのも、こう

いう人身取引被害の面においては大きなものがあ

ると思いますので、こういったところと連携をし

ていくということは私どもも重要なことと考えてお

ります。

○委員長(岸宏一君) 全会一致と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岸宏一君) 全会一致と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべ

例等に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岸宏一君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岸宏一君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午前十一時三十四分散会)

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

(第一回)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

(第八〇〇号)

一、パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願

(第八〇五号)

一、保育を必要とする子供たちへの国からの補助に関する請願

(第八〇六号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

(第八〇七号)

一、保育を必要とする子供たちへの国からの補助に関する請願

(第八〇八号)

一、パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願

(第八〇九号)

一、保育を必要とする子供たちへの国からの補助に関する請願

(第八一〇号)

一、パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願

(第八一一号)

一、保育を必要とする子供たちへの国からの補助に関する請願

(第八一二号)

一、パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願

(第八一三号)

一、サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願

(第八一四号)

一、サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願

(第八一五号)

一、サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願

(第八一六号)

一、サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願

(第八一七号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続と拡充に関する請願

(第八一八号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的就労事業の堅持・拡大に関する請願

(第八一九号)

一、パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願

(第八二〇号)

一、憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らし

を保障することに関する請願(第八三六号)

(第八三七号)

(第八三八号)

(第八三九号)

一、安心できる介護制度など社会保障の拡充に関する請願(第八七三号)

(第八七四号)

(第八七八号)

(第八七八号)

一、サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪反対、制度改善に関する請願(第八八一号)

(第八八二号)

(第八八三号)

(第八八四号)

一、パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願(第八〇五号)

(第八〇六号)

(第八〇七号)

(第八〇八号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第八二三号)

(第八二四号)

(第八二五号)

(第八二六号)

一、パートタイム労働法の実効ある改正に関する請願(第九二三号)

(第九二四号)

(第九二五号)

(第九二六号)

一、無年金障害者の早期救済に関する請願(第九二七号)

(第九二八号)

(第九二九号)

(第九二一〇号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続と拡充に関する請願(第九三〇号)

(第九三一号)

(第九三二号)

(第九三三号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的就労事業の堅持・拡大に関する請願

(第九三四号)

(第九三五号)

(第九三六号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続と拡充に関する請願(第九三七号)

(第九三八号)

(第九三九号)

(第九三一〇号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的就労事業の堅持・拡大に関する請願

(第九三一一号)

(第九三二二号)

(第九三三二号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的就労事業の堅持・拡大に関する請願

(第九三四二号)

(第九三五二号)

(第九三六二号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的就労事業の堅持・拡大に関する請願

(第九三七二号)

(第九三八二号)

(第九三九二号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的就労事業の堅持・拡大に関する請願

(第九三一〇号)

(第九三一一号)

(第九三二二号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的就労事業の堅持・拡大に関する請願

(第九三三二号)

(第九三四二号)

(第九三五二号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的就労事業の堅持・拡大に関する請願

(第九三六二号)

(第九三七二号)

(第九三八二号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的就労事業の堅持・拡大に関する請願

(第九三九二号)

(第九三一〇号)

(第九三一一号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的就労事業の堅持・拡大に関する請願

(第九三一〇号)

(第九三一一号)

(第九三一〇号)

一、緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的就労事業の堅持・拡大に関する請願

(第九三一〇号)

請願者 北海道江別市東野幌町二五ノ一九 高橋和子 外九千九百九十九名	請願者 東京都渋谷区笹塚三ノ一四ノ七 小林ふじ子 外千五百四十九名
紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。	紹介議員 小林美恵子君 この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。
第八三一号 平成十七年四月十二日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願	第八三九号 平成十七年四月十二日受理 憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしを保障することに関する請願
請願者 東京都昭島市松原町一ノ一二ノ一 ノ四一五 横川征子 外千九百九十九名 十九名	請願者 さいたま市浦和区本太三ノ二ノ一 三 筒井梅代 外千五百四十九名
紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。	紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。
第八三二号 平成十七年四月十二日受理 パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願	第八七三号 平成十七年四月十二日受理 安心できる介護制度など社会保障の拡充に関する請願
請願者 山口県周南市清水一ノ一〇ノ四 伊豆悦子 外二千二百八十三名	請願者 大阪市生野区小路東一ノ五ノ二 西本元治 外二千五百九十一名
紹介議員 岸 信夫君 この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。	紹介議員 井上 哲士君 政府は、医療保険の改悪、保険料の引上げと給付大幅削減の年金大改悪などを国民多数の反対を押しきつて強行した。そのうえ、二〇〇五年には利用料の大額引上げなどを盛り込んだ介護保険制度改正法案を国会に提出し、二〇〇六年には六五歳以上の医療保険料を年金から徴収する新たな高齢者医療制度創設など医療保険の改悪法案を準備している。これらに加えて、社会保障の財源を理由に、定率減税の廃止や消費税率の大額引上げを打ち出している。社会保障改悪や国民増税は、国民の消費購買力を冷え込ませ景気にも悪影響を及ぼす。税金の無駄遣いを改め社会保障への国庫負担の大額増額を始め国民生活優先の施策に切り替えること、法人税の大額減税など大企業を優遇する一方で、国民負担を増大させる税金の取り方・使い方を抜本的に改めるよう求めること。
請願者 東京都台東区東浅草二ノ一一ノ六 中村美代 外千五百四十九名	請願者 大阪府東大阪市川俣二ノ六ノ六三 殿井憲一 外二千五百九十一名
紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。	紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。
第八三六号 平成十七年四月十二日受理 憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしを保障することに関する請願	第八七四号 平成十七年四月十二日受理 安心できる介護制度など社会保障の拡充に関する請願
請願者 東京都文京区千駄木二ノ一 伊豆悦子 外二千二百八十三名	請願者 大阪市平野区平野本町五ノ二ノ一 九 副島淳司 外二千五百九十一名
紹介議員 岸 信夫君 この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。	紹介議員 小林美恵子君 この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。
第八三七号 平成十七年四月十二日受理 憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしを保障することに関する請願	第八七五号 平成十七年四月十二日受理 安心できる介護制度など社会保障の拡充に関する請願
請願者 横浜市港南区篠下二ノ二九ノ一八 石渡妙子 外千五百四十九名	請願者 東京都小金井市本町四ノ八ノ五ノ一 五〇 工藤智美 外二千五百九十一名
紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。	紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。
第八三八号 平成十七年四月十二日受理 憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしを保障することに関する請願	第八七六号 平成十七年四月十二日受理 安心できる介護制度など社会保障の拡充に関する請願
請願者 札幌市北区新琴似十一条一四ノ四 ノ二二 貝田則裕 外二千五百九十九名 十一名	請願者 府内市下荒田一ノ九ノ一六 川 口真 外二千五百九十一名
紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。	紹介議員 仁比 聰平君 この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。
第八三九号 平成十七年四月十二日受理 憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしを保障することに関する請願	第八八〇号 平成十七年四月十二日受理 安心できる介護制度など社会保障の拡充に関する請願
請願者 札幌市北区新琴似十一条一四ノ四 ノ二二 貝田則裕 外二千五百九十九名 十一名	請願者 府内市下荒田一ノ九ノ一六 川 口真 外二千五百九十一名
紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。	紹介議員 仁比 聰平君 この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。
第八四〇号 平成十七年四月十二日受理 憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしを保障することに関する請願	第八八一号 平成十七年四月十二日受理 安心できる介護制度など社会保障の拡充に関する請願
請願者 札幌市北区新琴似十一条一四ノ四 ノ二二 貝田則裕 外二千五百九十九名 十一名	請願者 府内市下荒田一ノ九ノ一六 川 口真 外二千五百九十一名

安心できる介護制度など社会保障の拡充に関する請願

請願者 埼玉県川越市砂新田四ノ一二ノ一
七 宮田民子 外二千五百九十一

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。

第八八五号 平成十七年四月十三日受理

サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪
反対、制度改善に関する請願

請願者 東京都大田区西糀谷三ノ一〇ノ一
○ 佐孝昌平 外九千九百九十九

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第八八六号 平成十七年四月十三日受理
医療費窓口負担の軽減、介護保険の改善に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市宮前町一ノ九八 竹井功 外三百八十七名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第八八七号 平成十七年四月十三日受理

パークソン病根本治療研究促進に関する請願

請願者 愛知県東海市大田町上浜田六一ノ四ノ六一五 丹羽浩介 外千五百九十二名
紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第九〇一号 平成十七年四月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 広島県比婆郡東城町川西一、四三四ノ一 藤岡正一 外四千九百九十九

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第九二〇号 平成十七年四月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 荒井恵美 外九百九十九名
紹介議員 小林 正夫君

この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第九二一号 平成十七年四月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡新富町大字下富田一、二四九 長友明子 外二千五百九十八名
紹介議員 福島みづほ君

この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第九二二号 平成十七年四月十四日受理

パークソン病根本治療研究促進に関する請願

請願者 広島県佐伯郡湯来町伏谷二一ノ二〇〇 山中トヨ 外二百十九名
紹介議員 福島みづほ君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第九二三号 平成十七年四月十四日受理

パークソン病根本治療研究促進に関する請願

請願者 神奈川県中郡大磯町石神台二ノ一二ノ一三 小泉和子 外千六百九十一名
紹介議員 福島みづほ君

この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第九二六号 平成十七年四月十四日受理

パートタイム労働法の実効ある改正に関する請願

請願者 北海道帯広市西十四条南一ノ一 横澤美孝 外九十四名
紹介議員 福島みづほ君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第九二七号 平成十七年四月十四日受理

無年金障害者の早期救済に関する請願

請願者 東京都・東部公園緑地事務所
紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第六五八号と同じである。

第九〇〇号 平成十七年四月十四日受理
サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪
反対、制度改善に関する請願

請願者 札幌市西区山の手一条五ノ四ノ一
○ 大橋正史 外三千八十三名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第九二三号 平成十七年四月十四日受理
医療費窓口負担軽減、介護保険の改善に関する請

願 請願者 名古屋市瑞穂区春山町一ノ一
紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第九三〇号 平成十七年四月十四日受理
緊急地域雇用創出特別交付金事業(以下「緊急雇用対策」)が今年度で打ち切られようとしている。

景気が上向いてきたことがその理由である。三年前、台東区は緊急雇用対策の基金を使い、野宿労働者のアルミ缶集めを規制しようとした。墨田区はこの基金を使い、ガードマンを雇つて隅田公園の野宿労働者を監視してきた。失業者の雇用を創出するための対策は、結果として失業者が失業者を脅かす側面をも兼ね備えていたが、緊急雇用対策が、失業者、野宿労働者の雇用を支えてきたのも事実である。失業者同士を対立させるのではなく、すべての失業者の就労・労働の安定を保障する対策を講じるべきである。山谷・城北労働／福祉センターから紹介されているマル公などの公共事業(都立公園の清掃ほか、年齢制限もほとんどなし)は、高齢者特別就労事業を除き、緊急雇用対策の基金を使って実施されているものが主である。昨年度の実績を見てもマル公の求人數五、五〇〇人(人工)のうち四、〇〇〇人工、七〇パーセント以上が緊急雇用対策によっている。代々木公園で野宿労働者に対し紹介されている公共事業も同様である。東京都・東部公園緑地事務所は、だれでも就くことができるこの公共事業の紹介を「来年度、代々木公園でもホームレス地域生活移行支援事業がスタートすること」を口実としてストップしようとしている。緊急雇用対策が打ち切られれば、マル公はもちろん上野公共職業安定所・玉姫労働出張所からの求人を含め、公共事業、公的労事業はピッチを迎える。昨年六月より東京都・二三区が開始しているホームレス地域生活移行支援事業の一部、臨時就労事業も財源を緊急雇用対策に頼つており、影響は免れないどころか、この

事業は排除のためのものへと純化していきかねず、既に石原都知事は「都立公園条例」の改悪を図り、野宿労働者の居住禁止を盛り込もうとしている。

については、次の事項について実現を図られた

一、緊急雇用対策の意義、問題を自覚し、これを延長、拡充すること。

第九三一号

平成十七年四月十四日受理

緊急地域雇用創出特別交付金の打切り反対、公的就労事業の堅持・拡大に関する請願

請願者

大阪市西成区萩之茶屋二五ノ二ノ

三 安藤勝己 外千五百五十名

紹介議員

福島みずほ君

大阪府・市高齢者特別就労事業は、バブル経済崩壊に伴う建設不況による失業・野宿の拡大・深化を受け、取り分け飢餓線上にある高齢日雇労働者のために、釜ヶ崎地区道路清掃とあいりん総合

センター清掃一日二〇名に対して約八〇〇名の輪番就労で一九九四年一月に始まった。不況・失業の深刻化と野宿労働者の激増の中、公的就労対策への大阪府・市の協力と、当事業に対する三年

前の大同の緊急地域雇用創出特別交付金(以下「二次交付金」)の導入を得た。現在では大阪市内全域から三、一〇〇名もの登録労働者が市内の道路・公園・府下の国道・河川の草刈り・清掃等に一日二

五〇名ずつ輪番就労している。現在の事業規模では、一日五、七〇〇円の仕事に一ヶ月三日ないし四日就労がやつとて、ほとんどの労働者はこれしか収入がないか、又は段ボール・アルミ缶等資源回収での収入という飢餓線上の生活を強いられている。失業・野宿の深刻化は労働市場の変化に応じた日雇・野宿労働者の就労対策に本腰を入れてこなった国の労働政策・経済政策の結果であり、国は日雇・野宿労働者の長期的かつ困窮した失業状況に対する責任がある。特別就労事業で從事した現場は、ほとんどが定期的巡回で草刈り・清掃・整備が不可欠である。特に府下の国道、河

岸は手入れがなく十数年も放置されているところ

がたくさん残っており、現状枠の三倍、四倍の増員が必要である。過去、高齢者雇用促進予算や日雇多数雇用奨励予算が単に不況期の有業者の食いつぶしに終わり、労働者の「首切り奨励金」として雇用主に利用された。各都道府県の緊急雇用特別

対策事業にかかる前三年の一次交付金についても多くが完全失業者に回っていないと国会審議でも指摘された。日雇・野宿の恒常的失業層には特

別就労事業の外は交付金事業の仕事がほとんど後見直さなければならないが、交付金で何とか生活を食いつないだ一般失業層に対しても、また日雇・野宿の恒常的失業層に対しても、国としての責任を放棄することは断じて許されない。

二、多くの野宿を強いられている登録労働者三、

一〇〇名と今後登録を希望する五五歳未満の野宿労働者にとって死活問題である緊急地域雇用創出特別交付金の今年度末打切りはしないこと。

三、一般失業層と、より困窮する日雇・野宿の恒常的失業層のための、来年度以降の三次交付金を求めるのこと。

平成十七年五月六日印刷

平成十七年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D